



肝属合併協議会だより

第4号
2004
7月

夢への架け橋

肝属合併協議会

〒893-1207 鹿児島県肝属郡高山町新富98番地
TEL 0994-65-8810 FAX 0994-65-8820
ホームページアドレス <http://www.kimotsuki-gappei.jp/>
E-mail info@kimotsuki-gappei.jp

目次

2P…第6回協議会

6P…第7回協議会

おしらせ

第8回肝属合併協議会は
8月3日(火)午後2時
から開催予定です。
場所は内之浦町役場3階大会議室



写真は、左から 田中準一鹿屋総務事務所長、石倉勝美内之浦町議会議員、高橋鐵男内之浦町長(副会長)
倉岡哲哉高山町長(会長)、下大園貞吉高山町議会議員

新しいまちの名称は「肝付町」に決定!

新しい名称について
5月中旬から6月15日
までの約1ヶ月間、新
まち名称を広く公募し
た結果、21種類・合計
632通の応募をいただき
ました。応募いただいた
皆さんありがとうございました。
ございました。

応募があった作品の
中から、集計結果・名
付けの理由等をもとに
委員による事前投票を
行い、第7回協議会で
8点までに絞り込まれ
ました。その8点の中
から協議した結果、地
理的になじみが深く、
表記しやすい「**肝付町**」
に決定しました。なお、
名付け親大賞等は次回
(第8回)協議会で抽
選により決定します。

第6回

合併協議会の協議結果

6月23日(水)第6回合併協議会が内之浦町役場で開催されました。

報告事項3件・協議事項4件・提案事項13件の説明及び協議が行われました。

【報告事項】

【報告第12号】

新しいまちづくり座談会の結果について

合併協議会の協議状況を説明するとともに、合併について住民の皆様の率直なご意見や疑問等を伺い、今後の事務事業の調整及び新しいまちづくり計画に反映していくための新しいまちづくり座談会を5月24日～6月4日までの10日間、両町の計18会場で開催しました。座談会には394名が参加され、活発な質疑が交わされました。

ここでは、座談会でのご意見等の一部を紹介いたします。なお、詳細につきましては、各町合併担当課又は肝属合併協議会のホームページでご覧になれます。

《座談会の参加人数》

区分	会場	参加者数(人)
内之浦町	9会場	172
高山町	9会場	222
合計	18会場	394

Q：岸良支所については、合併後どうなるのか。

A：岸良支所については、出張所という形で存続させる方針で検討されることになっている。

Q：合併により地域格差がでてくることはないか。

A：合併して、「住民サービスが低下しない」ということを原則として進めているので、住民サービスは維持できるような体制を整えていきたい。「周辺部が寂れるのではないか」という問題は、合併に関わらず、少子高齢化の影響も大きいので、それに対しても行政のみならず、住民間でも検討していく必要がある。

Q：合併特例債の使い道は考えているのか？合併しない場合は、特例債はもたえないのか？

A：特例債は限度額で56億円あり、充当率90%、後年度普通交付税でその元利償還金の7割はかえてくるといえるので、借りない手はないが、何でもできるというわけではなく、両町の均衡を図る事業について優先的に充当される。単独を選出した場合は、残念ながらもらえない。

Q：選択肢ごとの議員の報酬は？議員も真っ白の状態では合併に臨むべきではないか。また、在任特例を半年ぐら

いに出来ないか。議員も財政面を考えて行動すべきではないか。

A：(資料を基に報酬額を説明)合併に伴い、その過程に詳しい議員も責任を持つべきという考えもある。また、各地域の代表である議員が減少してはいけないという考えもある。

Q：集落の振興会制度はどうなるのか？

A：基本的には現行のとおりである。合併後はますます地域での活動が重要となると思われるが、将来的に人口の減少等が進めば近隣の集落が話し合って一緒に活動することも必要となってくると思われる。

【報告第13号】

新しいまちを語る会の結果について

新まちのマスタープランとしての役割を果たす新しいまちづくり計画に、幅広く住民の方々の意見を反映させるために、新しいまちを語る会の初会合が4月12日(月)に高山町役場で、第2回目4月27日(火)に内之浦町役場で、第3回目5月11日(火)高山やぶさめ館でそれぞれ開催されました。第1回会議では、各町から5人ずつ選出された委員の方々の自己紹介を行ったあと、座長に窪田巖さん(高山町)副座長に神田仁司さん(内之浦町)を選出し、まちづくりに対する課題及び構想、意見などについて議論を

重ねました。第2・3会議の後、最終的に取りまとめられた提言書の概要をご報告致します。詳細につきましては、各町合併担当課又は肝属合併協議会のホームページでご覧になれます。

新しいまちを語る会の委員 (敬称略)

住所	氏名	備考
高山町新富	窪田 巖	座長
高山町新富	河野 信行	
高山町後田	前村 光昭	
高山町前田	下 茂 京子	
高山町前田	横山 辰哉	
内之浦町北方	吉重 要輔	
内之浦町南方	丸山 節子	
内之浦町南方	前原 和幸	
内之浦町北方	佐野 秀信	
内之浦町岸良	神田 仁司	副座長

1 産業の振興：地域資源の融合により、新たな活力を創造するまちづくり

○提言の趣旨

基幹産業である農林水産業における「安全・安心・高品質」を追求し、また、それを支えるための環境保全や堆肥づくりなどを推進する。

また、観光業や商工業を含めた産業間の連携を図り、「地産地消」や加工・販路拡大などにも力を入れ、総合的な産業活性化や雇用確保のための対策を推進する。

2 社会基盤の整備：利便性が高く、機能的なまちづくり

○提言の趣旨

岸良高山線の整備促進など、両町の合併効果を発揮するための取組を推進するとともに、中心部だけでなく周辺部にも十分に配慮した取組も併せて推進する。また、公共事業の地元事業者への発注や公共施設の有効活用などについても十分留意する。

3 健康・福祉の充実：地域が一体となつて支え合う健やかで安心なまちづくり

○提言の趣旨

地域住民が健やかで安心して暮らすことができるように、各種サービスの維持向上に努める。特に、内之浦町立病院の機能については、地域医療を支える中核的な拠点であることに十分に配慮する。また、子育て支援体制や各種相談体制の充実強化に努める。

4 生活環境の整備：自然が豊かで落ち着いた暮らさせる、ゆとりあるまちづくり

○提言の趣旨

地域の豊かで美しい自然を守りながら、快適に落ち着いて暮らせるように、公営住宅や排水施設などの整備、憩いの空間づくりなどを総合的に推進する。また、消防や防災など住民の暮らしを守る

取組も適切に推進する。

5 教育・文化の振興：生きがいと心豊かな人材、伝統と文化を育むまちづくり

○提言の趣旨

学校・地域・家庭のそれぞれでバランスのとれた教育が行われるように努め、地域の拠点的な高校である高山高校の存続活動などに地域全体で取り組む。文化の振興については、伝統芸能の保全継承などに努め、新たな取組も検討する。

6 住民参画・交流の推進：地域が核となり、協働型社会を実現するまちづくり

○提言の趣旨

イベントなどを通じた両町の地域間交流や世代間交流の促進に努めるとともに、地域社会の新たな協働体制づくりを支援する。また、各地域の行事については、行事の性格や地域性などを考慮しながら、できるだけ継続できるように努める。

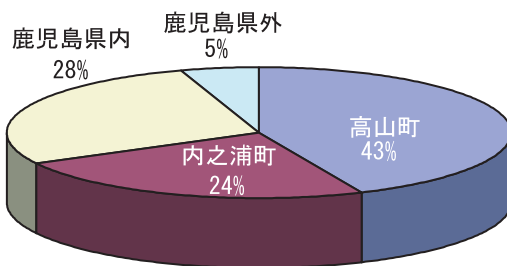
【報告第14号】新まち名称募集の結果について

みなさんから応募のあった214種類、632通のうち、上位10点、居住地別などのデータは、次のとおりです。

新まち名称上位10点

新まち名称	よみがな	件数
① 国見町	くにみちょう	145
② 高浦町	たかうらちょう	48
③ 肝属町	きもつきちょう	26
④ きもつき町	きもつきちょう	23
⑤ くにみ町	くにみちょう	23
⑥ 肝付町	きもつきちょう	21
⑦ 甫与志町	ほよしちょう	11
⑧ 高内町	こうないちょう	10
⑨ 三岳町	みたけちょう	10
⑩ 大隅国見町	おおすみくにみちょう	9

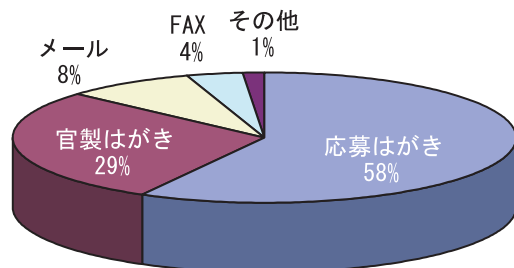
居住地別



応募者の年齢による区分

区分	応募者数(のべ)	構成比(%)
小学生以下	32	5.1%
中学生	14	2.2%
高校生	4	0.6%
20歳未満	1	0.2%
20歳代	17	2.7%
30歳代	47	7.4%
40歳代	73	11.6%
50歳代	105	16.6%
60歳代	180	28.5%
70歳以上	142	22.5%
不明	17	2.7%
計	632	100.0%

応募方法別



【協議事項】

4つの協議事項について、結果は次のとおりです。

協議第24号【協定項目0】

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

前々回、両町の議員から、まちづくり座談会での意見などいろいろな方面から町民の意見を聞いて、議会としての意向を決めたいとの申し出があり、継続協議となっていました。

今回、その座談会等を受けて、両町の議会それぞれ話し合わせ、両町ともに、「合併後在任特例を適用し、引き続き2年間議会の議員として在任し、新町の将来に責任を持ってあたりたい。また、新町の議員の定数は22人とする。」旨が報告されました。

それに対し、委員から「2年は長すぎず、それでは・・・1年ぐらいで引き継ぎ等できるのではないか。」「2年間在任していただき、新しい町づくりの基礎となっ てほしい」との意見などあり結論に至らず、再度両町の議会合同で話し合うこととなりました。

協議第25号【協定項目1】

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

6月末に開催される両町それぞれの農業委員会での話し合いの結果を受けて、次回以降協議したい旨の報告が事務局から提案され、今回は協議されませんでした。

協議会第36号【協定項目32】

国民健康保険事業について

- 1 国民健康保険税については、次のとおりとする。
 - (1) 賦課方式については、現行のとり4方式とする。
 - (2) 税率については、合併時に調整する。ただし、平成16年度については旧町の税率による。
 - (3) 納期については、7月から翌1月までの7期とする。
- 2 国保運営協議会については、合併後新たに設置する。
- 3 保健事業については、合併までに調整する。
- 4 国民健康保険基金については、保有額を新町に持ち寄るものとする。

原案どおり承認されました。

協議会第37号【協定項目33】

保健衛生事業について

保健衛生事業については、地域一体となつて支え合う健やかで安心なまちづくりを目指し、関係機関との連携を図り、

2町これまでの取り組みを踏まえ、新町に引き継ぐことを原則とする。

- 1 乳幼児医療費助成事業については、現行のとおりに新町に引き継ぐ。
- 2 食生活改善事業・食品衛生事業については合併までに調整し新町に引き継ぐ。
- 3 生活習慣病予防事業については合併までに調整し、新町に引き継ぐ。
- 4 母子保健法・結核予防法・予防接種法に基づく事業は、現行のとおりに新町に引き継ぐ。
- 5 休日医療事業に関するものは現行のとおりに新町に引き継ぐ。

原案どおり承認されました。

提案事項

13の協定項目について、次のとおり提案されました。

提案第18号【協定項目30】

交通関係事業について

内之浦ふれあいバス、墓参バス及び高山温泉ドーム送迎バスの取扱いについては、現行のとおりに新町に引き継ぐ。ただし、合併後新町において新町の全域に配慮した新たな交通体系を検討するものとする。

提案第19号【協定項目31】
窓口業務について

窓口業務については、支所及び出張所を含め、住民サービスの低下を招かないよう調整に努める。

提案第20号【協定項目35】

社会福祉協議会・病院及び老人ホームの取扱いについて

- 1 社会福祉協議会については、肝属東部社会福祉協議会と合併協議し、合併時に統合できるよう調整に努める。また、新町は社会福祉協議会と連携し、住民が安心して生活できるよう、地域福祉の充実に努める。
- 2 内之浦町立病院については、現行のとおりに新町に引き継ぐ。
- 3 養護老人ホーム国見園については、現行のとおりに新町に引き継ぐ。

提案第21号【協定項目36】

ごみ収集運搬業務について

ごみ収集運搬業務の取扱いについては、これまでの取り組みを踏まえ、ごみ減量化に対する意識の低下にならないよう、次のとおり調整する。

- 1 ごみ資源化、家庭ごみの収集全般については、当分の間、現行のとおりにし、新町に移行後3年以内を目処に統一する。

- 2 一般廃棄物最終処分場管理については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- 3 廃棄物処理計画については、新町において新たに策定する。

提案第22号【協定項目37】

環境対策事業について

- 1 環境美化事業(クリーン作戦)については引き続き実施する。
- 2 環境に関する苦情処理、その他諸制度は新町に引き継ぐ。
- 3 合併処理浄化槽設置整備補助事業は高山町の例により統一する。
- 4 公営墓地については現行どおりとし、新町に引き継ぐ。

提案第23号【協定項目39】

消防団の取扱いについて

- 1 消防団は、合併までに統合し、消防団の組織、活動範囲等運用については、合併までに調整する。
- 2 消防団員の報酬、費用弁償、各種手当等については、合併までに統一する。
- 3 消防施設及び資機材については、新町に引き継ぐ。

提案第24号【協定項目40】

商工・観光事業関係について

- 1 観光イベント等については、当分の間、現行のとおりとし、合併後、経済波及効果及び地域住民の参画状況を勘案して調整する。
- 2 商工会、商工団体及び関係団体等については、合併後、各団体の協力と理解を得て、統合に向けた調整に努める。また、観光協会については、合併後、新町の全域を包括した団体とすべく育成に努める。
- 3 誘致企業等に対する減免・奨励金等の優遇措置については、合併までに高山町の例により調整する。
- 4 宿泊施設及び各種観光施設等の取り扱いについては、運営方法および維持管理等の取扱いに相違があるが、地域に定着していることから、当分の間、現行のとおりとし、合併後、類似施設間で連携し、調整に努める。

- 5 公園等に関する事務事業については、当分の間、現行のとおりとし、合併後、効率的な運営及び維持管理体制の確立のため調整に努める。
- 6 公営駐車場管理については、現行のとおり新町に引継ぐものとする。

提案第25号【協定項目41】

障害者福祉事業について

- 1 国等の制度に基づいて実施している

事業については、2町同一のため現行どおりとする。

- 2 障害者計画については、合併後新町において策定する。
- 3 精神障害者地域生活援助事業、精神障害者居宅介護等事業については、内之浦町の例により合併時に統合する。
- 4 身体障害者生活支援事業、地域療育活動助成事業については、合併時まで調整する。
- 5 身体障害者用自動車改造費助成については、内之浦町の例により合併時に統合する。
- 6 重度心身障害者医療費助成事業については、事業内容は同一であるが支払い方法が違つため高山町の例により合併時に統合する。

提案第26号【協定項目44】

勤労者・消費者関連事業について

勤労者・消費者関連事業については、消費者行政、雇用促進対策及び労働関係機関との連絡協調について、現行のまま新町に引継ぐものとし、引き続き勤労者の支援及び消費者保護の観点から施策等の推進に努める。

提案第27号【協定項目45】

建設関係事業について

- 1 建設関係事業の取扱い
 - (1) 道路・河川台帳、水防施設等及び

法定外公共物管理については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、町道の路線認定基準については新町において調整するものとする。

- (2) 町道・橋梁・港湾工事(負担金)に係る費用については、新町に引き継ぐ。
- (3) 道路及び橋梁維持管理については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。なお、道路維持補修班(草刈・舗装補修等)については、合併後当分の間、現体制を維持し、新町において、新たな維持管理体制を整備する。
- (4) 道路・河川占用料等については、合併時に新たに設定する。
- (5) 入札制度、指名委員会については、合併までに統一する。

2 都市計画の取扱い

- (1) 都市計画区域等については、現行都市計画区域を引き継ぎ、新町において見直しを行う。
- (2) 都市計画審議会は、新町において新たに設置する。
- (3) 都市計画マスタープラン、緑のマスタープランについては、現行のとおり新町に引き継ぎ、新町において見直しを行う。
- (4) 都市計画道路事業は、現行のとおり新町に引き継ぎ、新町において新たに策定する。

提案第28号【協定項目46】

学校教育事業について

学校教育事業については、以下のとおりとする。

- 1 私立幼稚園就園援助費補助金交付事業については、現行のとおり国の基準に従い実施する。
- 2 学校給食事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- 3 要保護・準要保護児童生徒の就学援助については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- 4 奨学金貸付事業については、合併時に一元化（再編）する。
- 5 スクールバス運行業務については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- 6 准看護学校については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

提案第29号【協定項目49】

納税関係事業について

- 1 納税組合については、現行のとおりとする。
- 2 報奨金の対象税目等については、現行のとおりとする。
- 3 報奨金等については、17年度から算定基礎等を統一する。ただし、合併年度については、旧町の例による。

提案第30号【協定項目50】

その他事業について

（その1：地籍調査事業）

地籍調査事業及び地籍調査完了に伴う成果については、新町に引き継ぐ。

以上の提案事項については、第7回協議会において協議されました。

第7回

合併協議会の協議結果

7月8日（木）第7回合併協議会が高山やぶさめ館で開催されました。

報告事項1件・協議事項16件・提案事項9件の説明及び協議が行われました。

報告事項

【報告第15号】

新まち名称第1・2次選定の結果について

みなさんから応募いただいた中から、委員の方に事前投票してもらい、「肝属町」「国見町」「肝付町」「高浦町」「きもつき町」「甫与志町」「三岳町」「くにみ町」の8つの名称に絞り込まれたことが、報告されました。

協議事項

今回は16の協議事項について協議されました。結果は次のとおりです。なお、「議会の議員の定数及び任期の取扱いについて」は、協議の結果、次回以降も継続して協議することになりました。

協議第22号【協定項目31】

新「まち」の名称について（その2）

新町の名称は、「肝属郡肝付町」とする。

前述の報告であった8つの中から協議され、歴史的な背景からも最終的に、「肝付町」と「肝属町」に絞り込まれ、委員による投票の結果、「肝付町」に決定しました。

協議第24号【協定項目32】

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

7月12日に開催される両町議会合同での、話し合いの結果を受けて、次回以降協議したい旨の報告が、事務局から提案され今回は協議されませんでした。

協議第25号【協定項目33】

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

新町に1つの農業委員会を置き、2町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年6月30日まで引き続き新しい町の農業委員会の選挙による委員として在任する。

農業委員会の選挙による委員の定数は14人とする。

また、旧町の区域ごとに、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項に規定する選挙区を設ける。

第3回で提案され継続協議されてきましたが、今回で右記のとおり承認されました。

第6回協議会で提案された13の項目（P4～P6をご覧ください。）についても協議され、全て原案どおり承認されました。

提案事項

9つの協定項目について、次のとおり提案されました。

提案第31号【協定項目34】

保育事業について

- 1 内之浦町立北方保育所については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- 2 子育て支援事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- 3 放課後児童クラブについては、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- 4 一時保育については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- 5 延長保育については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- 6 保育料については、高山町の例による。
- 7 保育所地域活動については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

提案第32号【協定項目38】

農林水産業関係事業について

農林水産業関係事業の取扱いについては、事業の効果や必要性等を勘案し、新町の速やかな一体性の確保を図るため、次の区分により調整する。

1 農業・農政関係

- (1) 農業振興協議会については合併までに一元化する。その他の協議会等については合併後調整する。
- (2) 各種施設の設置、管理及び運営については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (3) 農振農用地区域は現行のとおり新町に引き継ぐが、特別管理については、

相当の期間を要すことから合併後に調整を行う。

- (4) 認定農業者の組織統合については合併後に調整する。
- (5) 農業制度資金利子補給については現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (6) 担い手育成事業については、内之浦町の例により、新町に引き継ぐ。奨励金交付額については、新町の財政等考慮し合併後調整する。
- (7) 国又は県の補助事業については、新町においても引き続き実施する。任意による町補助率については、合併後速やかに調整を行う。

2 畜産関係

- (1) 家畜防疫対策については、高山町の例により、統一する。
- (2) 各種補助金・利子補給・奨励金・報奨金については、下記のとおりとする。
 - ① 畜産農家環境対策(畜舎消臭対策) 事業については、高山町の例により、新町に引き継ぐ。
 - ② 和牛妊娠鑑定補助事業については、内之浦町の例により、新町に引き継ぐ。
 - ③ 肉用牛簡易畜舎設置補助事業については、内之浦町の例により、新町に引き継ぐ。
 - ④ 増頭対策事業については、高山町の例により統一する。
 - ⑤ 高齢者対策については、合併までに一元化(再編)する。

(3) 畜産共進会については、合併後に再編する。

- (4) 基金の取扱いについては、下記のとおりとする。
 - ① 肉用繁殖牛特別導入事業基金については、合併までに、一元化(再編)する。
 - ② 自家保留牛促進対策事業については、合併までに、一元化(再編)する。

3 林業・林務関係

- (1) 林業計画及び補助関係については、現行のまま新町に引き継ぐ。但し、林業振興助成制度については、高山町の例により新町に引き継ぐ。
- (2) 森林維持及び林道管理については、現行のまま新町に引き継ぐ。
- (3) 治山関係については、高山町の例により、新町に引き継ぐ。
- (4) 鳥獣関係については、合併までに一元化(再編)する。
- (5) 町有林の岩石売り払いについては、高山町の例により、新町に引き継ぐ。

4 水産関係

- (1) 漁業制度資金利子補給については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (2) 国・県補助事業については、現行のまま新町に引き継ぐ。
- (3) 農林漁業担い手育成確保対策交付金事業については、内之浦町の例により、新町に引き継ぐ。

奨励金交付額については、新町の財

政等考慮し合併後調整する。

- (4) 損失保証契約については、現行のまま新町に引き継ぐ。
- (5) 漁業振興推進協議会については、内之浦町の例により、合併までに調整する。
- (6) ウミガメ保護については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

5 農業土木関係

- (1) 国・県補助事業については現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (2) 県営・団体営事業の区画整理事業、国庫農地災害及びその他農地災害に伴う受益者負担については、新町において決定する。ただし、すでに着手又は認可・申請中の事業については、現行のとおりとする。
- (3) 農道・集落道等の維持管理については、現行のまま新町に引き継ぐ。
- (4) 土地改良区については、新町において合併を推進する。運営上の補助は将来廃止の方向で検討する。

6 農業委員会関係

- (1) 農地の取得下限面積については現行のとおりとする。
- (2) 農作業標準小作料及び農作業標準賃金については、合併後、一元化する。
- (3) 農業後継者育成対策事業については合併時廃止する。

提案第33号【協定項目42】

高齢者福祉事業について

- 1 老人保健福祉計画は、合併後平成17年度中に新町において策定する。
 - 2 老人福祉関連施設運営事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
 - 3 高山町の福祉バス及び内之浦町の僻地患者輸送バスについては、現行のとおりとする。
 - 4 敬老年金は、9月1日現在で引き続き1年以上の居住者の75歳以上を対象者とする。
- 敬老祝い金は、内之浦町の例による。
長寿祝事業は、社会福祉大会に一本化する。
- 高山町の例による。
- 5 高齢者の生きがいと健康づくり事業は、内之浦町の例により実施する。
 - 6 老人保護措置事業は、現行のとおり新町に引き継ぐ。
 - 7 在宅介護支援センターについては、現行のとおり新町に引き継ぐ。
 - 8 福祉手当については、現行のとおり新町に引き継ぐ。ただし、支給要件等については、合併までに調整する。
- 次の事業については、高山町の例により合併までに統合する。
- 9 日常生活用具給付等事業
 - 10 地域ケア推進事業
 - 11 家庭介護用品の支給

12 生活指導型ショートステイ

13 配食サービス事業

- 次の事業については、内之浦町の例により合併までに統合する。
- 14 家族介護者ヘルパー受講支援事業
 - 15 成年後見制度利用支援事業
- 次の事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- 16 住宅改修支援事業（理由書作成分）
 - 17 生きがい対応型デイサービス事業
 - 18 緊急通報体制整備事業
 - 19 寝具乾燥消毒サービス事業
- 次の事業については、合併までに再編する。
- 20 はり・きゆう利用扶助
 - 21 軽度生活援助事業
 - 22 外出支援サービス事業
 - 23 家族介護教室
 - 24 介護予防事業
 - 25 高齢者地域支援体制整備評価事業
 - 26 社会福祉大会

提案第34号【協定項目43】

児童福祉事業について

- 1 次世代育成支援対策については、合併後再編する。
- 2 ひとり親家庭医療費助成事業については、高山町の例により現行どおり新町に引き継ぐ。

提案第35号【協定項目47】

文化振興事業について

- 1 文化祭は、新町において統一して開催することとし、実施方法等については、合併後調整する。
- 2 文化財保護審議会は、合併時に再編する。
- 3 町指定文化財は、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- 4 歴史民俗資料館は、現行のとおり新町に引き継ぐ。

提案第36号【協定項目48】

社会教育事業について

- 社会教育事業について、次のとおり提案する。
- 1 活動成果の発表会等は、新町において調整する。
 - 2 成人式は、新町において統一して開催することとし、実施方法等については、合併後調整する。
 - 3 体育協会は、合併時に統合する。
 - 4 各種スポーツ大会は、合併後に統合する。
 - 5 勤労青少年ホームは、現行のとおり新町に引き継ぐ。

提案第37号【協定項目50】

その他事業について

(その2：指定金融機関)

指定金融機関等は、合併時までに調整し、合併の日に指定する。

提案第38号【協定項目50】

その他事業について

(その3：総合計画)

総合計画については、新しいまちづくり計画（新まち建設計画）に基づき、新町において策定する。

提案第39号【協定項目11】

新まち建設計画について

(その2)

2町の総合計画及び新しいまちづくり座談会等で、みなさんからいただいた意見を参考に、新まち建設計画（新しいまちづくり計画）を策定し、今回提案しました。

以上の提案事項については、第8回協議会において協議されます。

◎事務局職員の紹介

職名	派遣元	氏名
局員	高山町	大窪 信宏
〃	内之浦町	今井 雄樹

7月1日付けで2名の職員が加わりました。